平成 26 年 7 月 臨時会 建設経済常任委員会記録

平成26年7月4日(金)

場所:鳥栖市議会 第3委員会室

平成 26 年 7 月 臨時会審査日程

日次	月 日	摘	要
		報告(建設課)報告第7号	
第1日 7月	7月4日(金)	所管事務調査(都市整備課) 公園の一元管理について	〔説明、質疑〕
			〔説明、質疑〕

7月臨時会付議事件

1 報 告

報告第7号 専決処分事項の報告について

2 所管事務調査

公園の一元管理について

平成 26 年 7 月 4 日 (金)

1 出席委員氏名

 委員長
 藤田 昌隆

 副委員長
 江副 康成

 委員
 森山
 林
 齊藤
 正治
 內川
 隆則

 中川原豊志
 西依
 義規
 樋口伸一郎

2 欠席委員氏名

なし

3 委員会条例第19条による説明員氏名

建 設 部 長 詫間 聡 建 設 課 長 内田 又二 参事兼課長補佐兼建築係長 萩原 有高 IJ 課 長 補 佐 龍尾 幸博 課長補佐兼庶務住宅係長 倉地 信夫 IJ 土 木 係 長 三澄 洋文 管 理 係 長 牛嶋 英彦 市 整 備 課 長 野田 浩 課長補佐兼都市計画係長 実本 和彦 課長補佐兼公園緑地係長 古賀 芳次 課長補佐兼新幹線対策係長 佐藤 晃一

4 議会事務局職員氏名

議事係主査 横尾 光晴

5 審査日程

報 告(建設課)

報告第7号 専決処分事項の報告について 所管事務調査(都市整備課) 公園の一元管理について

6 傍聴者

なし

7 その他

なし

_	6	_	

開会

午前 10 時 21 分

開議

藤田昌隆委員長

それでは、ただいまから建設経済常任会を開会します。

∞

建設課

報告第7号 専決処分事項の報告について

藤田昌隆委員長

これより、建設課からの報告を受けたいと思います。

報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

内田又二建設課長

それでは、報告第7号 専決処分事項の報告についてということで御説明いたします。

事件の概要ということで、平成 26 年 4 月 8 日午前 10 時ごろ、市道轟木・村田線、これは コカ・コーラの南側の市道でございますが、これを走行中、轟木町 1620 番 1 地先付近にあっ た道路の陥没に落輪し、自家用車の左前輪タイヤを損傷したものでございます。

市道の管理瑕疵に基づく損害賠償の額を決定するために、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、平成 26 年 6 月 19 日に専決処分したものでございます。

賠償額が1万3,280円、市過失割合6割ということで示談が成立しております。

以上、御報告とします。

藤田昌隆委員長

どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

江副康成委員

すいません、私のほうから。

まず、ずうっと何回も何回もこういう形で事故に遭われたっていいますかですね、そうい

う方に対しては本当に申しわけなく思ってるんですけども、こういった事故を受けたときに、 結局、書面だけ、こちら、市のほうに来るのか。結局、現場検証あるいは、破損したタイヤ とか、そういった確認されてるのか、そういったところの手続のほうをちょっと教えてもら えないかなと思うんですけども。

牛嶋英彦建設課管理係長

江副議員の御質問にお答えします。

道路瑕疵の部分について、御本人さんから御連絡があったあと、現場のほうに、その場で連絡された場合は、現場のほうに直ちに行って、御本人さんも含めて、現場で確認しているところですが、事後の報告の場合は、我々だけ行ってまず現場を確認し、御本人さんに間違いないですかというところで、御本人さんと面会して確認をとっているところでございます。以上でございます。

江副康成委員

それで大体いいんですけども、破損したタイヤとか壊れた車の状況みたいなやつまでも確認できるんですか。

牛嶋英彦建設課管理係長

車の破損状況についても、車の保管場所に、我々出向いて確認をしているところでございます。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

ほかには。

中川原豊志委員

その場合、例えば、市と契約している保険会社さんありますよね。その保険会社の方も一緒に行かれて確認をされてると思うんですけども、保険の手続上について、どういうふうな形でされてるかちょっと確認をしたいと思いますが。

牛嶋英彦建設課管理係長

被害者の方との交渉、現場確認などについては、市の職員のみで行っているところでございます。

あと保険の手続きについては、これ国家賠償法の手続きになりますので、まず市と被害者の方の直接的な交渉、示談の中で、出てきたものを保険会社に請求をするという形になっておりますので、保険会社と御本人さんとの直接的な保険金の請求などについての手続きなどは、保険会社と本人さん、被害者さんについては、出てこないという形になります。

中川原豊志委員

そうした場合、示談交渉、今回、市の過失が6割というふうなことなんですが、その過失 割合についての判断というのは、市と被害者の方との話し合いでされてるんですか。それと も、保険会社が中に入ってるんですか。

牛嶋英彦建設課管理係長

過失割合については、我々も、以前の判例とか事例、それから以前の経過など、これは実際的には保険会社側のほうと相談しながら、こういう状況について、どういうふうな割合になるだろうかっていうところについては、保険会社が過去の事例、それから判例などの情報を持っておりますので、そういったところを相談をしながら出して、それを市と被害者とまた交渉をして、そこで、最終的には過失割合っていうのが、示談の中で決まってきているという状況でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

じゃあ、今回の事例について、今、江副議員のほうからもあったんですが、市のほうにこういう事故しましたよというのは、事故された本人さんからなのか、もしくは、それをどっかの修理工場に持って行かれて、修理工場経由で市のほうにあったのか、ちょと確認だけお願いします。

牛嶋英彦建設課管理係長

今回の事例については御本人さんからの御連絡により、この事故が判明したということで ございます。

中川原豊志委員

じゃあ、今回の事例以外に、今までこういう専決処分で、要するに道路の瑕疵による損害 賠償というのがあったと思うんですが、過去にさかのぼって、実際、事故に遭われた本人さ んからが多いのか、修理工場経由で来るのが多いのか、もしくは、修理工場が、本人さんが 入ってらっしゃる保険会社等があろうかとは思いますが、そういったものを通じて市のほう に請求の問い合わせがあるのが多いのか、データ的に確認できる範囲で結構でございます。 わからんならわからんで結構ですが、どういう経緯が多いのか、ちょっと教えてください。

牛嶋英彦建設課管理係長

この道路瑕疵の報告については、圧倒的に御本人さんからの御連絡が多い。最近では、第 三者というか、事故された以外の方の報告っていうのは、ございません。ちょっと、最近の 事例で言うと、もうほとんどが御本人さんが連絡をされてきているっていう事例がほとんど でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

よく、みんな、市道でこういう事故したときには、市の過失があるけんがっちゅうてから、 言うたらよかばいっちゅう情報はよう皆さん御存じなのかな、よう知っちゃんねって思っと りますだけです。

はいよかです。

藤田昌隆委員長

ほかには。

[発言する者なし]

じゃあなければ私のほうから、よろしいですか。

これは要望なんですが、前もお話ししたかと思うんですが、こういう瑕疵の問題はずっと上がってきて、その道路を見ると、大体幹線道路に近いところも結構入ってるんですよね。

今、市のほうで道路パトロールということで、ずっと定期的にされてるんですが、私に言わせれば、大体どこを見て回ってるのかと。日ごろ、だれも通らないような道で穴がほげたというのは、大体少しは理解できますが、幹線道路近いところにね、穴が開いて、ほんで、そこで事故ってということで、前も道路パトロールはどういうふうに回ってるのか。ぜひ聞きたいということで質問したことがあります。いやちゃんと回ってますよと、2人組で、2人組んでという回答があったんですが。

まだ、いまだにこういったものがぽこぽこ幹線道路で出てくるし、それと、議員たちとか、 議員の方々からも電話があったり、ここに穴がほげとるよとか。もっと不思議なのは、これ だけ市の職員がいるのに、大体気をつけて、日ごろ道路通ってんのかって。不思議になるん ですよね。不思議です。なんで市の職員からガンガン上がってくれば、こういうことは起き ないと思うし、前の返答で、郵便局にお願いしてますとか、ほとんどありませんという返答 もありましたですよね。

だから本当は、議員もそうですが、市の職員も常にこういうことに関して注意喚起をして おけば、私はこういうことは絶対起きないと。さきほど言った、日ごろ通らんような道はし ようがないですけど、幹線道路においてこういうのが起きるっちゅうのは、それは私はおか しいと思います。

道路パトロールはしてる、郵便局には言っとる、議員の先生方も一応いろんな報告をしてる、そういう中で、肝心な市の職員がこれだけいるのに、起きるのもおかしいと思うんで、もう少し、庁内にこういうことで、何かあったらすぐ連絡くださいとかいうのを、徹底をぜひお願いしたい。

結構、ばかにならんのですよね、もう何十万円とかもう何百万円なってるんですよ。私、

建設常任委員会に入って、もう恐らく二、三十件なってるんですよね。ということは、四、 五百万円にはなってるというふうに思うしですね。

ぜひその辺の改善をお願いしたいと思います。

以上です。

ほかには。

中川原豊志委員

ちょっと要望ですけども、この写真見ますと、あくまでも簡易的に補修をされてる状況ですよね。今のような梅雨で、雨がすぐ降ると、簡易的にしてもすぐまたはがれるんですね。ですから、今まで簡易的にちょっと補修したところ、この箇所以外に、かなり結構多いと思うんですよ。ですから、雨上がりのときには、特に、先ほど委員長言われたように、市の職員にも、協力徹底して、パトロールをぜひ強化してほしいな。

というのと、この写真見ますと、穴ほげた回りにも、かなり亀裂があります。こういったところというのは、必ずそういうふうな陥没しやすい場所ですんで、そういったところも、事前に建設課のほうで把握されて、陥没して事故が起こる前に、ある程度の補修工事をするような方向性を早目にとっていただきたいと。もう見れば、これはわかると思うんですよね。これだけ亀裂してるんであれば、もうすぐアスファルト陥没するよとか、わかると思いますんで、その辺のパトロールと、それから早目の工事のほうの着手を計画してほしいなと思います。よろしくお願いします。

内田又二建設課長

議員さんたちからのそういった陥没の情報、大変ありがたく思っております。

また、パトロールは毎日常時やっておりますが、1日大体 60 キロから多くて 70 キロぐらいしか見回ることができませんで、市道が 625 キロございますので、一筆書きでも回れませんので、大体1週間に1度は確認できるような体制で回っているところではございますが、御存じのように、雨が降るとすぐもう次の日、道路がほげたりする状況でございますので、極力、パトロールには気をつけたいと思っております。

市の職員の対応でございますけれども、機会があるごとに部課長会なりで、お願いはしているところではございますが、今後一層、周知をしていきたいと思っております。

以上です。

藤田昌隆委員長

ほかには。

江副康成委員

確認のちょっと御質問をさせていただきたいんですけども、この賠償額ですね、賠償額の

支払いは市の懐じゃなくて、保険のほうからお支払いということに、以前何か、私、認識してたんですけど、それで間違いないですかね。

牛嶋英彦建設課管理係長

賠償額については、まずは市のほうから被害者の方に賠償した後に、その分を保険会社から市のほうに補填を受けるという形になっております。

江副康成委員

結構です。

藤田昌隆委員長

はい、よろしいですか。

江副康成委員

なら、例えば人身事故とか、大きな金額になるときも、一時的に市が直接払って補塡になるわけですかね。

牛嶋英彦建設課管理係長

人身事故の場合も、まずは市のほうから、示談が成立した段階で、賠償金を、支払いを行い、その分を保険会社から補填を受けるという形になります。

藤田昌隆委員長

はい、ありがとうございました。

西依義規委員

先ほど市道の管理が大変だというお話をお聞きしながら、今後っていうか、例えばその600 キロを鳥栖市役所で一元管理するほうが効率的にいいのか。それとも、やはり町々というか、 その例えば、田代地区とか麓地区で、区っていうか、その校区で、そういったこれぐらいの 簡易な埋める作業ぐらいであれば、校区でしたほうがいいのか、そういったのを検討された ことは今まであるでしょうか。

藤田昌隆委員長

返答できますか。

内田又二建設課長

特に検討した経緯はありませんが、道路里親制度というのを制度を行っております。今、 16 団体ほどありますが、そういう道路の草取り、それから清掃と美化活動等をお願いしているんですけども、そういういう方からの陥没等の情報もお願いしてはおります。

西依義規委員

じゃあその道路里親で何割ぐらいを今、600 キロのうちの何割ぐらい大体見ちゃっですか。 大体でいいです。

内田又二建設課長

いや、距離的には計算してませんが、もうほんの一部でございます。

西依義規委員

市で一元でしたほうがいいか、選択肢がいっぱいあると思うんですよね。そういったのを常に考えて、確かに1人で60キロが限界というのは十分わかりますし、600キロを車1台でっていうのも、すごそうなんで、何かそういったので、何でもかんでも経費じゃないですけど、そういったのでこう考えて、下手したらこう町の人たちにしていただいたほうがいいんであれば、いいのかなと思うんで、もしよかったら今後御検討ください。

以上です。

藤田昌隆委員長

それではほかにはないようですんで、本件に対する質疑を終わります。

 ∞

所管事務調査 (都市整備課)

公園の一元管理について

藤田昌隆委員長

今から、先般6月議会でぜひ建設のほうにお願いしたいと、要望事項4点ほど、例えば公園の管理とかそれから線引きの話、それから国道、それから管理の問題ということで、お願いしておりましたが、詫間部長のほうから、公園の問題が大きいということで、公園についてだけ、もし時間があれば御報告をお願いしたいんですが。

詫間 聡建設部長

時間の関係ございまして、都市整備課のほう担当になりますので、ちょっと休憩をいただいて、それから今さきほどの4項目の中で、整理ができてるものが、公園の一元管理についての現状の報告関係ということはできますので、その準備で時間をいただきたいと思います。

藤田昌隆委員長

それでは、1回休憩とりますか、10分間ほど。50分からよろしくお願いします。

午前 10 時 40 分休憩

∞

午前 10 時 50 分開議

藤田昌隆委員長

再開します。

野田 浩都市整備課長

公園緑地関係の資料をお配りしております。

中身を御説明いたします。

平成26年の6月1日現在の、一番上、公園緑地の数でございます。

黄色が都市公園、水色が児童遊園、からし色が開発公園となっております。各地区ごとに集計しております。都市公園が地区別、合わせて 25 カ所、児童遊園が 34 カ所、開発公園が 99 カ所の 158 カ所の公園を維持管理しているところでございます。

6月議会から言われております、ほかの公園ということで、次のページ、公園類似施設一覧をつけております。

これ 6 課 32 施設となっております。市営住宅の遊具広場、主に、建設課関係と、あとジョギングロード広場、ひとやすみ広場、鳥栖駅東広場ということになっております。とあと運動施設関係がスポーツ振興課で 11 カ所ございます。あと環境対策課が 2 カ所、あと商工振興課が 6 カ所、農林課が市民の森、河内ダムと生涯学習課が安永田史跡公園ということになっております。

公園の一元化と言われておりましたが、各それぞれ役割がございまして、都市整備課で、 今管理している分に追加することは、あんまり好ましくないんじゃないかということで考え ております。

藤田昌隆委員

説明は終わりですか。

説明が終わりましたので、どなたか。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

公園の一元化っていうこともあるんですけども、例えば都市整備課のほかに、住宅係があったり、管理係があったり、スポーツ振興課があったり、環境対策、商工振興課、いろんな課で、いろんな公園類似も含めて管理をされてるというふうなことなんですが、例えば、草刈りだとか、そういったものにしたときに、市民の人は、ここがどこがしよっとか、いっち

よんわからんわけですよね。そいけん、例えばここにある、じゃ、沼川だとか、そういったとこどこやろかとしたときに、市に電話したときに、もうはよ切ってくれんね、あそこもう草のぼうぼうしてから歩きにっかけんっちいう問い合わせがあったときに、建設課にあって、建設課やったらすぐわかっかっもしれんばってんが、総務課にあったときに、総務課がそこはどこどこ課やけんがっちってから、すぐわかるような、そういうふうな、こういった感じのね、お互い共通認識ばするようなものがあれば、まだいいのかなと。

どこが何ばいつ頃しよると、例えばさっき言った沼川やったら、これ年に2回、5月と10月ぐらいしか刈よらんですもんねっち。ばってん今ごろが1番草んぼうぼうしとんやんねとしたときに、どういう対策ができるかというふうなことが、共通認識ができるように何かしとってほしいなということの一元化という意味だと思うんですが、その辺は可能なんですかね。

野田 浩都市整備課長

今、公園の類似施設一覧と、1枚目の鳥栖市公園緑地関係資料、これを横のつながりじゃ ございませんけど、総務課なり、この関係各課、担当課にお配りして、委託の内容もある程 度記入して管理していきたいと思っております。

以上です。

樋口伸一郎委員

資料の2ページ目の運動広場にちょっと関してなんですけど、例えば、運動広場と推進センターとかが一緒になってるとことかがあって、公園類似施設じゃないんですけど、推進センターはそこで借りれても、目の前にある運動広場はスポーツ振興課のほうに来ないといけないとか、そういったところが、住民の皆さんにわかりにくくて、よく聞かれることがあるんですね。

一元化っていうところで考えると、そういったのを、例えばどっちかで、一つで両方が借りれるようにしてみるとか、そういうのって可能なのかっていうのと、考えたことってございますかっていう質問なんですけど。

野田 浩都市整備課長

まちづくり推進センターにつきましては、直接まちづくりセンターに、部屋を借りるとき とかは借りられるわけですよね。近接してあるのが、旭ですかね、(発言する者あり) 基里も ございますね。基里、旭ぐらいでしょうかね。

その辺はまちづくりセンターのほうとスポーツ振興課のほうと話をするように、ちょっと スポーツ振興課のほうに投げかけはしたいと思っております。

樋口伸一郎委員

ぜひとも住民の方にわかりやすく、簡易にできるんであれば、一元化というところでは、 一元化にはちょっと遠いかもしれないですけど、そういった協議をしてほしいと思います。

あと、あわせてもう一点なんですけど、例えば、運動広場に関してなんですけど、ごみ処理場の今川グラウンドっていうんですかね。(発言する者あり)はい、どこですかね、今川グラウンドでいいんですかね、あれ。(「23番です」と呼ぶ者あり)23番、衛生処理場の23番ですね。これも課が違いますよね。ほかの運動広場と。

そういったところも関連者の方は、運動広場を借りようっていうときに、同じような認識で運動広場ということを思ってあるんで、ここだけが違うのもよくお尋ねをされるんで、そのさっき言った協議の内容に、この運動広場を一括してどこかで借りれるようなところとかの協議も合わせてしていただければというふうに考えてますので、よろしくお願いいたします。

藤田昌隆委員長

よろしいですか。

江副康成委員

すいません、きょうの趣旨に、ちょっとどうなのかなと思うんですけども、今、草刈りの件で、ずっと話がきているのかなと思うんですけども、草刈りを、ちょっと目について、環境を、ちょっと乱してるっていうか、早く切らないといけないとかいうときに、将来的にどちらかというと、外から見ると、環境対策課とか、そういったところが、住民生活の、何か苦情やないけど、受付の窓口になりやすいのかなと思うんですけども、そういった意味で、庁内的にそういったところの何か話し合いとかされたことあるのかなと。

今回、公園、もうそこは公園ということであれば、公園の管理という形で公園係のほうがされるんでしょうけども、どこが担当かわからないような草刈りの第一位的な窓口は環境対策になっていないのかなとは、思うんですけど、そのあたり答えらるかどうかわかりませんが、庁内的にそういう、何かないんですかね。

野田 浩都市整備課長

江副議員おっしゃるように、民地につきましては、うち草刈り条例っていうのがございまして、直接本人には言えないというような分につきましては、環境課のほうに電話がございます。あと関連で、市の施設なんかでも、環境課のほうに直接電話があったり、近所でわかられてる方につきましては、担当課のほうに直接電話がございます。

そういう協議をしたことないかと言われますと、その時々ではやっておりますが、通年的 にやっている状況には今ございません。

藤田昌隆委員

今の返答でいいですか。

樋口伸一郎委員

そしたら草刈りに関して、私も関連して一点なんですけど、沼川のひとやすみ広場って9番にありますけど、それ、散歩道みたいなのがずっと川沿いにあって、複数箇所あると思うんですけど、それ全部を含めてってことですか。数カ所、2カ所、3カ所あると思うんですけど。ですか。

そしたら、それに関連なんですけど、草刈りを年に2回ほどやっておられるということだったんですけど、今ここの、すごい危険な状態になっているわけですよね。もしこれ、その時期、草を刈る時期がわかれば教えていただきたいなと思いまして。

すいません、この場でよろしいのか。

内田又二建設課長

沼川ひとやすみ広場の話ですね。ちょっと私がまだちょっと認識しておりませんで、戻って調査したいと思います。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

中川原豊志委員

関連ですけども、多分、僕も年2回やったんじゃないかと思ってるんですよね。草刈りというのか。多分ここに出てきてるのは、今回、公園で出てきてるんですけども、建設課のほうでは道路の関係の草刈りももちろんされてらっしゃると思いますし、総務だったら総務で庁舎周りとか、市が管理してるとこの草刈りもあろうかと思うんですが、例えば市道だとか、そういったひとやすみ広場、ジョギングロード、そういったとこの草刈りは本当に年2回でいいのかっていう検証というのは、1回されたことって、実際どがんですかね。

結構苦情も来てるんじゃないかなと思うんですよ。もうはよ切ってくれ、はよ切ってくれっていうふうなのが。その辺、苦情とかあんまい来んですかね。

野田 浩都市整備課長

市道の関係で苦情がちょくちょくあるのは聞いております。今現在、2名の嘱託員さんを 10月まで雇用しておりますので、その中で、上手に運用できればと考えております。

それでよろしいですかね。

中川原豊志委員

例えば、本当に年2回で、5月ごろに切ったんだけども、もう梅雨過ぎて、6月、7月で、また一気に草伸びちゃったと、でも次は9月ぐらいしか切る予定がないとかなったときに、もう1回じゃあ草刈りばすることも必要な路線とか場所があれば、それはそれで事前に予算

組みをして、次年度から草刈りを、ここのこことここはやっぱり通行量も多いし、草の伸び も早いんで、年3回にしようとかいうふうなのを、今からでも、現場をちょっと見ていただ いて、そういうことが必要であれば、検討してほしいなというふうに思っとるだけです。 要望です。

藤田昌隆委員

実は、ちょっと時間が押してますので、私、たくさん言いたいことあるんですよね、実は。 そういうことで、ちょっときょうは時間がありませんので、この問題は、きょうで終わりじゃなくて、今後のテーマとして、まだ、まだまだ続けていきたいという気持ちもありますので、とりあえず、この会議のほうは閉会をいたします。(発言する者あり)

休憩じゃなくてもう閉会です。

後日、時間をとって、まだあと3つテーマがございます。後日また時間をとって、ゆっく りとお話し合いをしたいと思っております。

以上です。

じゃあこれで閉会いたします。

午前11時5分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29号の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会建設経済常任委員長 藤 田 昌 隆